

三浦市分別収集計画

(平成22年6月策定)

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号関係)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号関係)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号関係)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号関係)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定式	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号関係)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号関係)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号関係)	8

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済や生活様式を見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

近時、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市の最終処分場は残余容量が残り僅かとなっているという至って厳しい状況にあり、焼却施設を持たない本市にとって、現最終処分場の延命化と次の最終処分場の確保が喫緊の課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することで廃棄物の減量化、最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 廃棄物の適正処理の推進と地域環境の保全

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	4,302 t	4,282 t	4,263 t	4,245 t	4,227 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分担して相互に協力、連携を図る。

(1) 啓発活動等の充実

ごみの排出抑制や分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方等に関し、広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスターなどを通じ、積極的な啓発活動に取り組む。

(2) 環境教育の支援

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育や市民の体験学習、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、最終処分場の逼迫をはじめとするごみ処理の実態を知ってもらい、ごみの減量化やリサイクル推進の理解を求める。

(3) 廃棄物減量等推進員との連携

地域とのパイプ役である廃棄物減量等推進員と連携し、地域と密着したごみ分別指導の徹底、ごみの減量化やリサイクル活動を推進する。

(4) 集団資源回収の促進

自治会や子供会、老人会などの市内各種団体の自主的な集団資源回収活動を促進するため、資源化物回収奨励金制度を継続し、廃棄物の再資源化を促進する。

(5) ごみ減量・再資源化協力店制度による自主回収の促進

紙パック、生きびん及び食品トレイ等の店頭回収に協力する店舗を協力店として認定し、市民周知を行うことによりごみの減量化、リサイクル推進と自主回収ルートの拡大を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、資源物収集による資源化の状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る区分を次のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	198t		197t		196t		195t		194t	
主としてアルミ製の容器	87t		87t		86t		86t		86t	
無色のガラス製容器	(合計) 238t		(合計) 237t		(合計) 236t		(合計) 235t		(合計) 234t	
	(引渡)量 -	(独自)処理量 238t	(引渡)量 -	(独自)処理量 237t	(引渡)量 -	(独自)処理量 236t	(引渡)量 -	(独自)処理量 235t	(引渡)量 -	(独自)処理量 234t
茶色のガラス製容器	(合計) 151t		(合計) 151t		(合計) 150t		(合計) 149t		(合計) 149t	
	(引渡)量 151t	(独自)処理量 -	(引渡)量 151t	(独自)処理量 -	(引渡)量 150t	(独自)処理量 -	(引渡)量 149t	(独自)処理量 -	(引渡)量 149t	(独自)処理量 -
その他のガラス製容器	(合計) 143t		(合計) 142t		(合計) 142t		(合計) 141t		(合計) 140t	
	(引渡)量 143t	(独自)処理量 -	(引渡)量 142t	(独自)処理量 -	(引渡)量 142t	(独自)処理量 -	(引渡)量 141t	(独自)処理量 -	(引渡)量 140t	(独自)処理量 -
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	11t		11t		11t		11t		11t	
主として段ボール製の容器	354t		352t		351t		349t		348t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 266t		(合計) 265t		(合計) 264t		(合計) 263t		(合計) 261t	
	(引渡)量 -	(独自)処理量 266t	(引渡)量 -	(独自)処理量 265t	(引渡)量 -	(独自)処理量 264t	(引渡)量 -	(独自)処理量 263t	(引渡)量 -	(独自)処理量 261t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 183t		(合計) 183t		(合計) 182t		(合計) 181t		(合計) 180t	
	(引渡)量 183t	(独自)処理量 -	(引渡)量 183t	(独自)処理量 -	(引渡)量 182t	(独自)処理量 -	(引渡)量 181t	(独自)処理量 -	(引渡)量 180t	(独自)処理量 -
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 772t		(合計) 769t		(合計) 765t		(合計) 762t		(合計) 759t	
	(引渡)量 772t	(独自)処理量 -	(引渡)量 769t	(独自)処理量 -	(引渡)量 765t	(独自)処理量 -	(引渡)量 762t	(独自)処理量 -	(引渡)量 759t	(独自)処理量 -

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近3カ年度（平成19年度から平成21年度まで）のそれぞれの年度における年間一人当たりの分別基準適合物等排出量を算定し、その平均に推計人口を乗じた。

推計人口

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
48,643人	48,419人	48,204人	47,998人	47,799人

※横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画（平成21年3月）による

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

（法第8条第2項第5号関係）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
スチール製容器	缶	市による収集	市	昭和56年4月から分別収集開始
アルミ製容器				
ガラス製容器（無色・茶色・その他）	びん	市による収集	市	昭和56年4月から分別収集開始
飲料用紙製容器	紙パック	市による収集	市	平成14年4月から分別収集開始
段ボール	段ボール			昭和56年4月から分別収集開始
紙製容器包装	紙製容器包装	市による収集	市	平成14年4月から分別収集開始
ペットボトル	ペットボトル	市による収集	市委託業者	平成12年11月から分別収集開始
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による収集	市委託業者	平成14年4月から分別収集開始

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号関係)

スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装は、清掃事業所内で選別・圧縮・保管等を行う。

ペットボトル、プラスチック製容器包装については、環境センター敷地内で選別・圧縮・保管等を行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	透明袋	2t車 (低床ダンプ)	清掃事業所内資源物選別処理施設 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	びん			
飲料用紙製容器	紙パック	紐で束ねる	2t車 (パッカー)	清掃事業所内その他紙製容器包装等ストックヤード (選別・保管)
段ボール	段ボール			
紙製容器包装	紙製容器包装	透明袋		
ペットボトル	ペットボトル	透明袋 専用ボックス		環境センター内ペットボトル選別処理施設(選別・圧縮・保管)
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明袋		環境センター内その他プラスチック製容器包装ストックヤード(選別・圧縮・保管)

<分別収集に必要な施設計画の具体例>

施設等の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類	施設等の仕様（形状、形式数量等）及び施設計画	備考欄
1 排出容器			
ポリ袋	缶、びん、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装	(仕様) 材質：ポリ袋 容量：指定なし ※ポリ袋は「透明」のものに限る。	
紐	紙パック、段ボール	重ねて紐で束ねる	
2 収集場所			
ごみ収集場所	缶、びん、紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック	一般ステーション（ごみ収集場所）を利用	廃棄物減量等推進員の協力を得て定期又は随時にステ

		ック製容器包装		ーション（収集場所）指導を行う。
3	運搬車両			
	収集車	缶、びん	低床ダンプ車(2t車)	
		紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装	パッカー車(2t～4t車)	
4	中間処理			
	清掃事業所 資源物（びん、缶、金物）選別処理施設	缶、びん	建設面積：427 m ² 施設の構造：鉄骨平屋 ・プレス設備1基 ・処理能力：4 t/日 ・全自動油圧2方締方式 ・油圧力：210 kg/m ³ ・幅56 cm、深さ56 cm、長さ162 cm	平成4年7月稼動開始
	清掃事業所 その他紙製容器包装等ストックヤード	紙パック、段ボール、紙製容器包装	建設面積：378 m ² 施設の構造：鉄骨平屋 ・プレス設備1基 ・圧縮能力：2.5 t/日	平成15年12月稼動開始
	環境センター ペットボトル選別処理施設	ペットボトル	建設面積：70 m ² 施設の構造：鉄骨平屋 ・プレス設備1基 ・処理能力：200 kg/h ・全自動（加圧プレートに穴明け機構付）	平成11年8月稼動開始
	環境センター その他プラスチック製容器包装ストックヤード	プラスチック製容器包装	受入ストックヤード ¹ 面積：225 m ² 受入形成品ストックヤード ² 面積：120 m ² 施設の構造：鉄骨造平屋 処理能力：8.32 t/日	平成16年3月稼動開始 ・梱包圧縮については、環境センターの既設梱包圧縮機を使用

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号関係）

- (1) 廃棄物減量等推進審議会を通じて、市民や事業者の意見や要望を採り入れ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくものとする。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、引き続き廃棄物減量等推進員制度を活用する。
- (2) 現行の自治会等の市民団体による集団回収制度を更に充実・強化させるための支援を行う。